

コーポレートガバナンスの強化

企業活動がグローバルに拡大するなか、それぞれの国や地域の法令や文化・慣習、また社会の公器としての役割を踏まえ、長期的かつ総合的な視点での、企業価値の向上のための実効あるコーポレートガバナンスが企業に求められています。シチズングループでは、経営の透明性や、多面的な事業における経営資源の最適配分を実現するコーポレートガバナンスの強化に取り組むとともに、企業倫理の徹底を図っています。

基本的な考え方

シチズングループは「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念に、地域社会はもとより、地球環境と調和した永続的な企業活動を通して企業価値を向上し、社会に貢献していくことをめざしています。この企業目的を継続的に追求していくために、経営の透明性確保と多面的な経営への監督機能が重要であると認識し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

純粋持ち株会社と事業会社の役割

シチズングループは、シチズンホールディングスと各事業会社の責任と権限を明確化しています。シチズンホールディングスは、グループ経営の全体最適の観点から経営戦略を策定するほか、事業会社を指揮・監督しています。一方、それぞれの事業会社は業界特性を踏まえた自立的運営を行い、経営のスピードアップ、収益力強化を図っています。

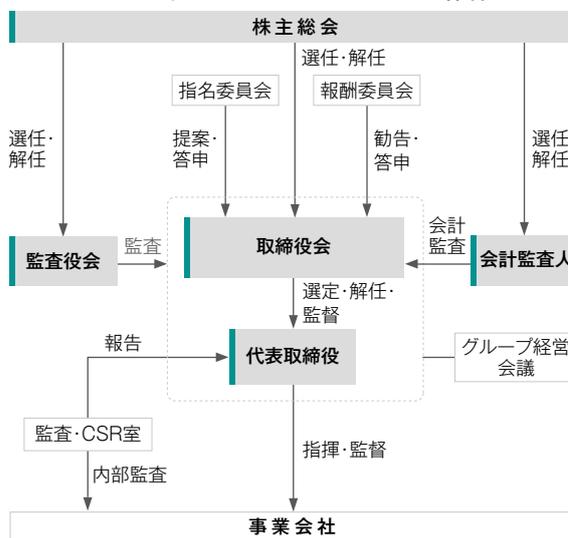
取締役会・監査役会の役割

シチズンホールディングスの取締役会は、社外取締役2名（独立役員として東京証券取引所に届出）を含む10名で構成（2013年3月31日現在）。取締役会は、シチズンホールディングスならびにグループの経営方針やその他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。

また監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成（2013年3月31日現在）。各監査役は、取締役会などの各会議体への出席を通じて、取締役会の職務執行全般のチェックをするほか、内部統制システムの整備運営状況を監査しています。

またアドバイザリーボードとして、社外取締役と社長で構成する指名委員会ならびに報酬委員会を設置しています。

シチズンホールディングス コーポレートガバナンス体制



内部統制システム

シチズンホールディングスでは「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムのさらなる充実に向けた取り組みを行っています。内部統制システムが適切かつ有効に機能し、財務報告の信頼性が確保できるよう、毎年、シチズンホールディングスとグループ各社とで改善内容などを検討し、外部監査機関とともに連携を図り、内部統制システムのより一層の整備・運用・評価を進めています。さらに、内部監査に期待されるさまざまなニーズに応えるために、事業会社の内部監査担当者との連携しています。